

# けやき総合法律事務所 ニュース

弁護士法人けやき総合法律事務所  
〒360-0036  
埼玉県熊谷市桜木町一丁目1番1号  
秩父鉄道熊谷ビル4階  
TEL 048-527-6200  
FAX 048-527-6210  
<http://www.keyakisougou-law.jp>

## 寒中お見舞い申し上げます



錦秋の日光白根山

(撮影／南雲芳夫)

日光白根山は火山である。冬になると、熊谷からはそのドーム型の山頂が白くきれいに見える。秋、群馬側の普沼登山口から五色沼経由で登る。登山口は、9月の関東・東北豪雨のか影響で荒れていたが、五色沼は色づき始めた紅葉に囲まれ静かだつた。

年の初めからあまり政治的なことを前面にだすのは・・とも考えますが、安全保障関連法（戦争法）については「別格」というしかありません。ご容赦を。

昨年9月、安全保障関連法（戦争法）が、国民世論の支持を得られないままに成立するに至りました。直前の衆議院選挙においてこの問題が主要な争点とされることなく、政権与党は「アベノミクスを問う選挙」と訴え多数を獲得しました。法案の重大性を考えると、民主主義的な手法とはいえません。

それに留まりません。この法案に関しては、日本弁護士連合会だけではなく、保守的と見られていた憲法学者、複数の元内閣法制局長官、元最高裁判事までもが、「集団的自衛権の行使容認の法案は憲法9条に違反する」としましたが、そうしたなかで採決が強行されました。これを進めた背景には、「憲法上、疑義のある法律であっても、最高裁判所が示してきた統治行為論（高度に政治的な問題については判断を示さないという考え方）によって、憲法違反という判決が下されることはない」という読みがあったと推測されます。しかし、こうした考え方は、立憲主義をないがしろにするものです。

わが国においては「経済の二極化」と「政治の二極化」が同時に進行しているという指摘があり、今後も国のあり方を巡って厳しい議論が予想されます。参議院選挙では、18歳の若者も初めて投票することとなりますが、国のかたちについて、冷静かつ充実した議論がなされることを期待したいと思います。

最後になりますが、昨年、お世話になりましたことに感謝するとともに、本年もよりいっそうのご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

弁護士法人 けやき総合法律事務所  
所長 弁護士 南雲芳夫  
弁護士 白石加代子  
事務局長 長坂周  
ほか事務局一同

## 曙ブレーキ工業訴訟 提訴から3年を経て和解解決に至る

### ○ 2012年11月に訴訟提起

曙ブレーキ工業株式会社は、世界的な自動車部品メーカーで、主に自動車用・鉄道用ブレーキの生産を行っています。1929年創立当初の「曙石綿工業所」という社名のとおり、石綿(アスベスト)を取り扱い、長年にわたりアスベストを使用していたにもかかわらず、労働者らに対してマスクの着用を義務づけるなどの措置を怠っていました。曙ブレーキが多くの労働者にアスベスト被害を及ぼしたことは想像に難くありません。

この訴訟の原告となっているのも、長年曙ブレーキで働き、石綿関連疾患に罹患した元労働者とその遺族です。原告団と私たち弁護団は、曙ブレーキ羽生工場に赴き、被害者への謝罪、賠償、誠実協議の申入れを行いましたが、曙ブレーキは、自らの責任を一切認めようとせず、被害者への謝罪、賠償に応じませんでした。私たちは、曙ブレーキの法的責任を明らかにし、原告らに対する真摯な謝罪と被害に見合った賠償の実現を求めて、2012年11月、訴訟提起に踏み切りました。



2015年12月25日、曙ブレーキ工業・アスベスト被害賠償訴訟は、提訴から3年を経て、和解解決に至りました。

### ○ 3年間にわたる訴訟の経緯

訴訟においても、曙ブレーキは、アスベスト使用において適切な安全確保措置を講じていたと責任を争い、また、原告らの労働者が石綿関連疾患に罹患したとの事実についても争うという姿勢を示しました。

そこで、原告らの元労働者の証言により、曙ブレーキにおけるブレーキ製品の製造工程の作業場面において大量のアスベスト粉じんが発生し労働者がこれに曝露していた実態、労働者を粉じんから防護するための措置が講じられていなかった実態を立証しました。また、石綿関連疾患によって健康を害され、またその結果として肺がん・石綿肺によって命を奪われた被害の深刻さを、原告らの証言によって立証しました。

### ○ 和解の成立

証拠調べを終えた後、裁判官より和解勧告を受け、数回にわたり、和解の協議を行った結果、①曙ブレーキによる遺憾の意の表明と、②相当額の解決金の支払う内容の和解が成立しました。

原告らは、アスベストによる生命・健康被害は金銭で償えるものではないととらえており、これまで曙ブレーキの真摯な謝罪を求めてきましたが、遺憾の意の表明はこれに対応するものです。また、解決金の支払いについては、曙ブレーキの要望により、その金額は非公開とされていますが、私たちは実質的に曙ブレーキの責任を認めたものと評価しています。

本件訴訟は和解解決に至りましたが、アスベストによる重篤な健康被害は、曙ブレーキに限られたものではなく、いまだ大きな社会問題になっています。私たち弁護団は、首都圏建設アスベスト訴訟、学校アスベスト公務災害認定訴訟及びアスベスト国家賠償訴訟においても、アスベスト被害の救済のため、今後も真摯に取り組んでいきます。

弁護士 白石加代子

# 「あまりにずさんな津波対策」

## 福島原発事故についての国の責任を問う裁判から

### ○ 「安全神話」の裏側 — 津波の想定をめぐって

福島原発事故が起きる前、国も東京電力も「日本の原発は安全であり重大事故は起きない」と宣伝していた。しかし、東北地方太平洋沖地震による地震・津波によって過酷事故が起きた。事故が起きると、今度は、国も東京電力も「こんな大きな津波が来るとは想定できなかった」として、その責任を否定している。

その根拠が「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟（2013年3月・福島地裁提訴）などの原発訴訟で問われている。国・東京電力は、「電気事業連合会の委託に基づいて土木学会が作った津波予測手法（2002年「津波評価技術」）が、最も優れた津波予測手法であり、それに従って想定したのだから責任はない」という主張である。これに対して、住民側は、同じく2002年に公表された文部科学省・地震調査研究推進本部の「長期評価」が福島県沖でも大きな津波をもたらす「津波地震」が発生しうると警告していたではないか、と反論してきた。

### ○ 3人の地震学者の証言

この問題を巡って、昨年5月から11月にかけて、東京大学地震研究所の元教授及び現職教授ら3名が証人に立った。住民側から都司嘉宣元准教授と島崎邦彦名誉教授、国からは佐竹健治教授（現職）である。

11月13日、3人の証人に対する尋問の最後として、国側の佐竹健治教授に対する反対尋問が行われ、これに尋問チームを作つて臨んだ。この裁判を傍聴したサイエンスライター添田孝史さん（岩波新書「原発と大津波 警告を葬った人々」著者）は、ブログで法廷の様子を次の通り紹介した。

「いま、午前中の部が終わりました。法廷ドラマでもなかなか見られない盛り上がりでした。」

「住民側弁護団は、土木学会による波源設定の根拠が、あいまいであったことを細かく実証していく、最後に佐竹さんから決定的な言質をとった。

弁護団「土木学会手法は、個々の津波波源について詳細な検討はしていないのか？」

佐竹「はい」

弁護団「過去の津波について詳細な検討をしないと、将来どこでどういう津波が起こるか、検討はできない。それをやつたのは地震本部の長期評価。土木学会は起きたものを計算する技術は当時の最高レベルだが、どこでどんな地震が起きるかは、長期評価の方が優れた、そちらを主な目的にしていると区分けできるのか？」

佐竹「はいそうです」

この「はいそうです」の意味は大きいぞ。この昼夜み、国と東電の弁護士は一生懸命巻き返し対策を考えているに違いない。」

### ○ 「原発事故の責任の否定」と「原発の再稼働」

原発事故がいったん発生した場合には想像を絶する被害が生じることは、原発の黎明期から分かっていた。住民側の請求を退けた伊方原発最高裁判決でさえ、「深刻な災害が万が一にも起こらないようにすること」が求められるとしている。しかし、国も東京電力も、福島沖で大きな津波をもたらす「津波地震」が発生することについては、地震学会の「統一的な見解にはなっていなかった」ことを理由として対策をとらなかつたことに責任はないを開き直っている。

これと平仄を合わせるように、安倍首相は、新しい規制基準によって「世界最高レベルの安全性が確認されている」として再稼働を進め、原発輸出にまい進している。この説明は、かつての安全神話と同じく、明らかに事実に反するものであり「タチの悪いデマ」というしかない。

### ○ 今年は結審へ そして判決へ

今年は、福島地裁に係属している福島原発訴訟も3年目を迎える。3月には現場検証が実施される予定であり、年内には結審が見込まれる。

過去の誤りを真摯に反省しない者は、誤りを繰り返す。このままでは、日本の原発政策はまさに、この悪い見本になりかねない。国と東京電力の責任を問うことこそ、将来、誤りを繰り返さないための出発点になるはずである。



昨年12月に、現地検証の準備として帰還困難区域とされている双葉町に入った際の写真。原発推進の標語を掲げたゲートはこの2週間後に撤去された。

弁護士 南雲芳夫

## アスベスト被害の救済制度がスタート

### ○ 国の責任を問う裁判の成果

2014年10月9日、大阪泉南アスベスト訴訟において、最高裁判所は、アスベスト（石綿）被害について国の責任を認める判決を下しました。これを受け、厚生労働省は、石綿被害にあわれた方あるいはそのご家族につき、訴訟手続を利用することによって賠償金を支払うという救済制度を創設しました。この制度では、石綿肺によってじん肺法上の管理区分決定を受けた方、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚などによって労災認定や石綿救済法による決定を受けた方を対象として、最高で1300万円までの補償がおこなわれます。

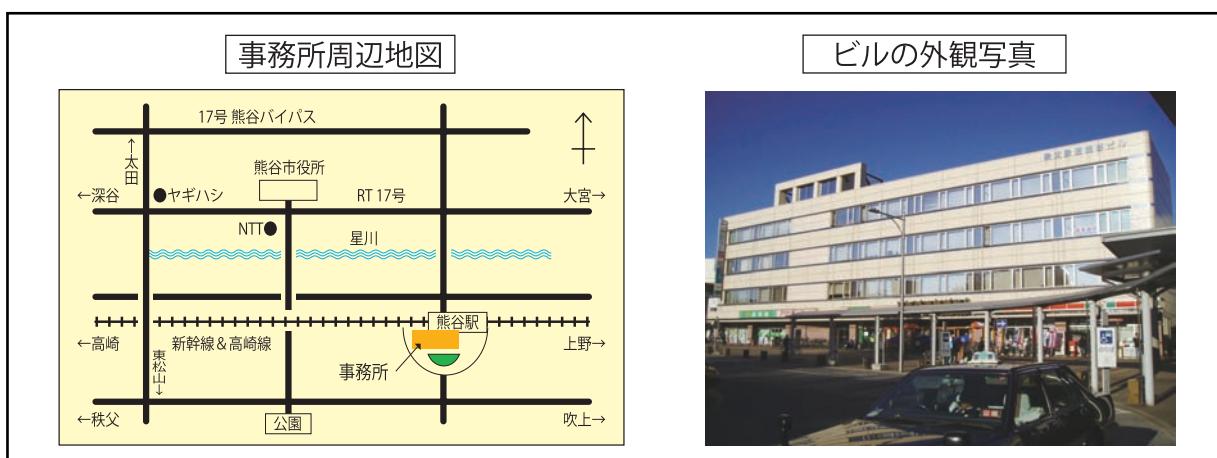
### ○ 石綿工場で働いていた方やそのご家族もこの制度の対象です

埼玉県内でアスベスト被害の救済に当たっているアスベスト弁護団として、この制度を使った補償実現のために、昨年7月及び9月に相次いで、国に対する賠償請求訴訟を提起しました。この裁判は通常の裁判とは異なり、石綿工場での就労の事実、労災認定を受けていることの確認などができるれば、和解手続きにより早期に補償が実現されるものです。既に提訴した事件についても、早期に解決が見込まれているところです。

### ○ 対象となる石綿（アスベスト）関連の工場

埼玉県内においても、ブレーキ関連の工場、セメント関連の工場、スレート板を製造していた工場、石綿含有の水道管を作っていた工場など、多くの石綿工場が操業していた歴史があり、被害者は相当数に上っています。また、石綿を原因とする病気は20～30年の潜伏期間を経て発症する傾向にあり、現に被害は拡大しつつあります。

詳しい制度の概要については、お問い合わせいただければと思います。



### 業務案内

#### 業務時間

祝日を除く月～金曜日 午前9時～午後6時

#### 法律相談

法律問題が発生しそうな場合、まず法律相談を行います。

弁護士が相談者から事情を伺い、法律上のアドバイスをして、問題解決の方向を示します。1回30分5000円(税別)の相談料を申し受けます。なお、債務整理の相談は無料です。

お電話にてご予約をお願いします。

午前9時～午後5時の間に 048-527-6200 へお電話下さい。

弁護士が代理人として、裁判を行います。

弁護士の費用は、事件を始める際の「着手金」、印紙代等の事件処理にかかる「実費」、事件解決の際の成功度合いに応じた「成功報酬」に区分されます。

当事務所では、旧・日弁連の定めた報酬基準に準拠した報酬基準を採用しています。

また、債務整理事件(自己破産・個人再生・任意整理)については、費用の分割払いもお受けしています。

当事務所では、弁護士費用を一括で用意することが困難な方のための、費用を立て替える制度(法テラスによる法律扶助制度)の利用も可能です。

#### 法テラスによる 法律扶助